

千葉市結核指定医療機関指定事務処理要領

1 趣旨

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定等に係る事務処理の細目を定めるものとする。

2 指定の申請

- (1) 法第38条第2項の規定による結核指定医療機関として、指定されることに同意する医療機関（病院、診療所若しくは薬局をいう。）は、結核指定医療機関指定同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）を、千葉市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。
- (2) 市長は、同意書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適當と認める者に対し、結核指定医療機関指定書（様式第2号。以下「指定書」という。）を、交付することにより結核指定医療機関として指定するものとする。

3 指定事項の変更

- (1) 結核指定医療機関は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、結核指定医療機関変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）に指定書を添付して市長に届け出るものとする。
 - ア 開設者の名称又は住所に変更があったとき
 - イ 住居表示の変更等により、医療機関の所在地に変更があったとき（移転による場合は除く。）
 - ウ 医療機関の名称に変更があったとき（法人化による場合を除く。）
- (2) 市長は、変更届の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適當と認める者に対し、指定書を交付するものとする。

4 指定の辞退

- (1) 結核指定医療機関は、法第38条第10項の規定により指定を辞退しようとするとき又は次に掲げる事項に該当することとなったときは、結核指定医療機関辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）に指定書を添付して市長に提出するものとする。
 - ア 開設者に変更があったとき
 - イ 医療機関の所在地若しくは名称を変更するとき（3（1）イ及びウに規定する場合を除く。）

- ウ 診療若しくは業務の全部を停止するとき
- エ その他指定に係る事項について、同一性を失う程度の変更が生じたとき

5 指定書の紛失

結核指定医療機関は、指定書を紛失、破損したときは、結核指定医療機関指定書紛失届（様式第5号）を市長に届け出ることができる。

6 指定日の遅及

結核指定医療機関は、届出日を遡って指定を希望する場合は、遅及願（様式第6号）を市長に提出するものとする。

7 指定の取消し

市長は、法第38条第11項の規定により結核指定医療機関の指定を取り消すときは、特に慎重を期し、予告期間をおいて行わなければならない。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。